

# 福井県個人情報保護条例施行規則

平成14年8月1日

福井県規則第58号

改正 平成17年 3月24日規則第 27号

平成17年 9月30日規則第100号

平成17年12月 1日規則第115号

平成18年 3月 7日規則第 11号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、知事が行う個人情報の保護に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第6条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号とする。

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第14条第1項の書面は、個人情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項(条例第23条第5項において準用する場合を含む。)、第27条第3項および第34条第2項に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が開示、訂正もしくは利用停止の請求をし、または開示を受ける場合(以下この条において「開示請求等をする場合」という。) 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として知事が適当と認めるもの
- (2) 法定代理人以外の代理人が開示請求等をする場合 当該代理人に係る前号に規定する書類および委任状その他代理人の資格を証明する書類として知事が適当と認めるもの
- (3) 法定代理人が開示請求等をする場合 当該法定代理人に係る第1号に規定する書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として知事が適当と認めるもの

(個人情報開示決定通知書等)

第5条 条例第19条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号

に定める書面による。

- ( 1 ) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書 ( 様式第 3 号 )
  - ( 2 ) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報一部開示決定通知書 ( 様式第 4 号 )
- 2 条例第 1 9 条第 2 項の書面は、個人情報非開示決定通知書 ( 様式第 5 号 ) による。

( 個人情報開示決定等期間延長通知書等 )

第 6 条 条例第 2 0 条第 2 項の書面は、個人情報開示決定等期間延長通知書 ( 様式第 6 号 ) による。

- 2 条例第 2 0 条第 3 項の書面は、個人情報開示決定等期限特例適用通知書 ( 様式第 6 号の 2 ) による。

( 個人情報開示請求事案移送通知書 )

第 6 条の 2 条例第 2 1 条第 1 項の書面は、個人情報開示請求事案移送通知書 ( 様式第 6 号の 3 ) による。

( 第三者に対して通知する事項等 )

第 7 条 条例第 2 2 条第 1 項および第 2 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ( 1 ) 開示請求の年月日
- ( 2 ) 開示請求に係る個人情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- ( 3 ) 個人情報の開示に係る意見書を提出する場合の提出先および提出期限

2 条例第 2 2 条第 1 項または第 2 項の規定による通知は、第三者意見照会書 ( 様式第 7 号 ) によりするものとする。

- 3 条例第 2 2 条第 3 項 ( 条例第 4 1 条において準用する場合を含む。 ) の書面は、第三者個人情報開示通知書 ( 様式第 8 号 ) による。

( 電磁的記録の開示の方法 )

第 8 条 条例第 2 3 条第 3 項第 2 号の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- ( 1 ) 知事が保有する機器およびプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力した物またはそれを複写した物の閲覧または交付
- ( 2 ) 知事が保有する機器およびプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録または当該電磁的記録を複写した物を再生したものの閲覧、聴取または視聴

2 前項の実施機関が別に定める方法は、当該電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の交付が容易であるときは、同項の規定にかかわらず、当該複写した物の交付とすることが

できる。

(写しの交付部数)

第9条 条例第23条の規定により個人情報の開示を行う場合において、個人情報が記録された公文書の写し(条例第23条第4項または前条の規定により交付する物を含む。)を交付するときの交付部数は、開示請求1件につき一部とする。

(開示請求等の特例)

第10条 知事は、条例第24条第1項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容ならびに口頭により開示請求をすることができる期間および場所を告示するものとする。

2 条例第24条第2項に規定する実施機関が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1号に規定する書類

(2) 開示請求に係る個人情報が資格試験その他の試験に係る個人情報である場合には、当該試験の受験票

3 条例第24条第3項の実施機関が別に定める方法は、口頭、閲覧または書面による交付とする。

(個人情報訂正請求書)

第11条 条例第27条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(様式第9号)によるものとする。

(個人情報訂正決定通知書等)

第12条 条例第29条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

(1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第10号)

(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報一部訂正決定通知書(様式第11号)

2 条例第29条第2項の書面は、個人情報非訂正決定通知書(様式第12号)による。

(個人情報訂正決定等期間延長通知書等)

第13条 条例第30条第2項の書面は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第13号)による。

2 条例第30条第3項の書面は、個人情報訂正決定等期限特例適用通知書(様式第14号)による。

(個人情報訂正請求事案移送通知書)

第14条 条例第31条第1項の書面は、個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第15

号)による。

(個人情報訂正通知書)

第15条 条例第32条の書面は、個人情報訂正通知書(様式第15号の2)による。

(個人情報利用停止請求書)

第15条の2 条例第34条第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(様式第15号の3)によるものとする。

(個人情報利用停止決定通知書等)

第15条の3 条例第36条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

- (1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書(様式第15号の4)
  - (2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 個人情報一部利用停止決定通知書(様式第15号の5)
- 2 条例第36条第2項の書面は、個人情報非利用停止決定通知書(様式第15号の6)による。

(個人情報利用停止決定等期間延長通知書等)

第15条の4 条例第37条第2項の書面は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第15号の7)による。

2 条例第37条第3項の書面は、個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書(様式第15号の8)による。

(個人情報保護審査会諮問通知書)

第16条 条例第40条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第16号)によりするものとする。

(出資法人の名称等の告示)

第17条 知事は、条例第58条第1項の規定により出資法人を定めたときは、速やかに、当該出資法人の名称および主たる事務所の所在地を告示しなければならない。

(運用状況の公表)

第18条 条例第59条の規定による公表は、福井県報に登載することによりするものとする。

(総合的な案内所)

第19条 条例第60条第2項の総合的な案内所は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条第3項(条例第35条において準用する場合に限る。)および第16条の規定は、平成14年8月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福井県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年規則第100号~)略

別表(第19条関係)

名 称	位 置
福井県庁舎	福井市
福井合同庁舎	福井市
坂井合同庁舎	坂井市
奥越合同庁舎	大野市
丹南農林総合事務所丹生分庁舎	丹生郡越前町
南越合同庁舎	越前市
敦賀合同庁舎	敦賀市
若狭合同庁舎	小浜市

様式 [略]